

— 令和8年度版 —

障がい福祉のしおり



下呂市 福祉部 社会福祉課

TEL 52-3936

FAX 52-3915

令和8年6月改定版

目 次	
1 障がい者手帳……………	3
◎身体障害者手帳……………	3
◎療育手帳……………	4
◎精神障害者保健福祉手帳……………	5
2 年金と手当……………	6
◎障害基礎年金……………	6
◎特別児童扶養手当……………	6
◎特別障害者手当……………	7
◎障害児福祉手当……………	7
◎特別障害給付金……………	7
◎児童扶養手当……………	8
◎ニュー福祉定期貯金……………	8
◎心身障害者扶養共済制度……………	8
3 保健と医療……………	9
◎岐阜県 福祉医療制度……………	9
◎下呂市 福祉医療制度……………	9
◎下呂市精神障がい者福祉医療制度……………	9
◎障害認定による後期高齢者医療の受給資格……………	10
◎自立支援医療（更生医療）……………	10
◎自立支援医療（育成医療）……………	10
◎自立支援医療（精神通院）……………	10
◎指定難病医療の給付……………	11
◎小児慢性特定疾患（難病）医療の給付……………	11
4 補装具・日常生活用具等……………	11
◎補装具費の支給……………	11
◎日常生活用具の給付……………	12
◎ニュー福祉機器助成事業……………	12
◎要電源重度障害児者災害時等 非常電 源装置等の購入費の補助……………	13
◎難聴児補聴器購入費の助成……………	13
◎人工聴覚器用電池購入費の助成……………	13
◎福祉用具貸出事業……………	13
5 障がい福祉サービス……………	14
◎介護給付及び訓練等給付のサービス…	14
◎障がい児通所支援のサービス……………	15
◎指定相談支援……………	15
◎訪問入浴サービス……………	16
◎日中一時支援事業……………	16
◎移動支援事業……………	16
6 その他福祉サービス……………	17
◎生活福祉資金の貸付……………	17
◎郵便等による不在者投票……………	17
◎福祉メディアステーション事業……………	17
◎ひまわりクラブ・ちゅうりっぷの会…	17
◎フリースペースサロン……………	18
◎青い鳥郵便はがきの無償配布……………	18
◎その他……………	18
7 情報伝達支援……………	19
◎手話通訳者の設置……………	19
◎手話通訳者及び要約筆記者の派遣……………	19
◎緊急通報システム（FAX119・メール 119・ネット119・電話リレーサービ ス119）……………	19
◎その他……………	19

◎図書館サービス（岐阜県図書館）……	20	9 税金・公共料金……	29
◎美術館サービス（岐阜県美術館）……	21	◎税金の控除……	29
8 行動範囲の拡大等……	21	◎自動車税・自動車取得税の減免……	30
◎下呂市福祉パスポート事業……	21	◎NHK放送受信料の免除……	31
◎下呂市福祉乗合型移動サービス……	21	◎点字郵便物の無料扱い等……	31
◎下呂市人工透析療養者通院交通費助成事業……	22	◎携帯電話料金等の割引……	31
◎福祉有償運送事業……	22	◎NTT番号案内の無料措置……	31
◎福祉車両貸出事業……	23	10 就労・雇用……	32
◎下呂市知的・精神障がい者交通費助成事業……	24	◎ハローワーク……	32
◎下呂市障がい児等交通費助成事業……	24	◎岐阜障がい者職業センター……	32
◎自動車改造費の助成……	25	11 相談の窓口……	33
◎自動車運転免許取得の助成……	25	◎下呂市役所……	33
◎重度身体障がい者介助用自動車購入の助成……	25	◎各種相談機関……	33
◎JR旅客運賃の割引……	25	◎民生委員・児童委員……	35
◎県内バス運賃の割引……	26	◎身体・知的障害者相談員……	35
◎ジパング倶楽部を準用する身体障がい者運賃割引……	26	12 障がい福祉サービス事業所一覧……	36
◎国内旅客船運賃の割引……	27		
◎航空運賃の割引……	27		
◎タクシー運賃の割引……	27		
◎駐車禁止規制の適用除外……	27		
◎有料道路の通行料金の割引……	28		
◎スパイクタイヤ使用禁止の除外……	28		
◎補助犬の貸与……	28		

このしおりに情報を掲載している助成や手当、減免、割引などの各種制度につきましては、事前に申請をしなければそのサービスなどが受けられないものがあります。また、申請の際には診断書が必要になるなど、申請するサービスの種類によって、申請書以外に提出していただく書類が必要な場合があります。

各種情報の掲載欄には問い合わせ先を明記しておりますので、詳しくは担当にお問い合わせくださいますようお願いいたします。

紙面の都合上、詳細なご案内ができておりませんが、何卒ご了承ください。

このしおりでは、障がい種別による利用できるサービスを表示しておりますので、参考にしてください。

身 知 精 難

1 障がい者手帳

障がい者手帳は、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の3種類があります

身

身体障害者手帳

身体障がいがある場合、身体障害者手帳が交付されます。この手帳は各制度を利用するために必要です。障がいの程度によって1級（重度）から6級（軽度）までの区分があります

■対象者 視覚、聴覚、平衡機能、音声・言語機能、そしゃく機能、肢体不自由、心臓機能、腎臓機能、呼吸器機能、ぼうこう又は直腸機能、小腸機能、肝臓機能、免疫機能に永続する障がいがある人

■申請について

申請区分	どんなとき	必要書類・持ち物
新規交付	初めての申請のとき	① 申請書
障害程度変更 障害名追加	障がいの程度が変わったとき 別の障がいを追加するとき	② 診断書(指定医師記入) ③ 写真(3cm×4cm) ④ DV虐待調査票
再認定	再認定の通知により診断書を提出するとき	⑤ 手帳(再認定・障害程度変更・障害追加の場合のみ) ⑥ マイナンバー確認書類
再交付	紛失・破損等されたとき	① 申請書 ② 写真(3cm×4cm) ③ DV虐待調査票 ④ 手帳(紛失以外) ⑤ マイナンバー確認書類
氏名・居住地 の変更	氏名・住所が変わったとき	① 申請書 ② 手帳 ③ DV虐待調査票 ④ マイナンバー確認書類
返還	障がいに該当しなくなったとき	① 返還届 ② 手帳 ③ DV虐待調査票④マイナンバー確認書類
	死亡されたとき	① 返還届 ② 手帳 ③ マイナンバー確認書類

■問合先 市役所 社会福祉課（☎52-3936）

※手帳は市役所経由で、判定機関での判定後岐阜県が交付します。手帳はお手元に届くまで1か月程度かかります。（特に、診断書の内容等について、診断した医師と調整が必要な場合は、3か月以上かかる場合があります。）

療育手帳

知的障がいがある場合、療育手帳が交付されます。障がい程度により A 1（最重度）・A 2（重度）・B 1（中度）・B 2（軽度）の区分があります。申請後、18歳未満の人は、飛騨子ども相談センター、18歳以上の人は知的障害者更生相談所で判定を受けてください。

手帳交付後は障がい程度確認のため、定期的に再判定を受けることになっています。（この場合、再判定の時期に市役所からお知らせします。）

■申請について

申請区分	どんなとき	必要書類・持ち物
・新規交付 ・再判定 ・再交付	・初めての申請のとき ・再判定の時期が来たとき ・紛失、破損等されたとき	① 申請書 ② 新規調査票（新規申請のみ） ③ 写真（縦 3×横 4cm） ④ DV 虐待等被害者調査票 ⑤ 手帳（再判定、破損のみ） ⑥ マイナンバー確認書類
氏名・居住地の変更	氏名・住所が変わったとき	① 申請書 ② DV 虐待等被害調査票 ③ 手帳 ④ マイナンバー確認書類 ※県外からの転入の場合は、調査票、写真（3×4cm）、転入申出書も必要です。
返還	障がいに該当しなくなったとき 死亡されたとき	① 返還届 ② 手帳 ③ DV 虐待等被害調査票 ④ マイナンバー確認書類

■問合せ先 市役所 社会福祉課（☎52-3936）

※手帳は市役所を経由し、岐阜県の機関で判定されたのちに手帳が交付されます。手帳は判定からお手元に届くまで 1 か月程度かかります。

■判定機関

18 歳未満 県飛騨子ども相談センター（高山市千島町 35-2 ☎0577-32-0594）
18 歳以上 岐阜県知的障害者更生相談所（岐阜市鷺山向井 2563-18 ☎058-231-9723）

■巡回相談

18 歳以上の方の判定は、年に数回、下呂市での巡回相談で対応しています。再判定の対象となる方には、判定日の 2 か月程前に市役所からご連絡します。

精神障がいのために長期にわたり日常生活又は社会生活上のハンディキャップがある場合、精神障害者保健福祉手帳が交付されます。障害等級は1～3級までの区分があります。

■申請について

申請区分	どんなとき	必要書類・持ち物
新規交付	初めての申請のとき	① 申請書 ② 診断書(手帳用)(初診から6か月以上経過した時点のもの)又は精神の障がいによる障害年金証書の写し(直近の年金支払通知書・年金振込通知書の写しも可) ③ 同意書(障害年金証書の写しで申請する場合のみ必要) ④ 写真(3cm×4cm) ⑤ 手帳(更新・等級変更の場合のみ) ⑥ マイナンバー確認書類
更新	手帳の有効期限は2年で、有効期限の3か月前から更新申請ができます	
等級変更	障がいの程度が変わったとき ※有効期限内であっても、程度が変わったときには等級変更の申請ができます。	
再交付	紛失・破損等されたとき	① 申請書 ② 写真(3cm×4cm) ③ 手帳(紛失以外)・マイナンバー確認書類
氏名・居住地の変更	氏名・住所が変わったとき	① 記載事項変更届出書・再交付申請書 ② 手帳 ③ マイナンバー確認書類 ※県外からの転入の場合は写真(3cm×4cm)
返還	障がいに該当しなくなったとき 死亡されたとき	① 返還届 ② 手帳 ② マイナンバー確認書類

■問合先 市役所 社会福祉課 (☎52-3936)

※手帳は市役所経由で、判定機関での判定後岐阜県が交付します。手帳はお手元に届くまで3か月程度かかります。

2 年金と手当

障害基礎年金

身 知 精 難

障害基礎年金は、国民年金に加入中（20歳前や、60歳以上65歳未満で日本に住んでいる方で年金制度に加入していない期間も含む）に初診日があり、法令に定める障がいの状態になった時に支給されます。ただし国民年金に加入中の場合は、初診日のある月の前々月までの公的年金の加入期間の3分の2以上の期間について、保険料を納付している（保険料免除期間を含む）こと、または初診日のある月の前々月までの1年間に保険料の未納がないことが必要です。

※障害基礎年金は、申請し認定されなければ支給されませんのでご注意ください。

年金の額	支給額は、毎年度変動があり、日本年金機構のホームページで確認できます。また子（※）がいる場合、子の加算があります。※18歳到達年度の3月31日を経過していない子、または20歳未満で障害等級1級または2級の障害者
問合先	日本年金機構 高山年金事務所（☎0577-32-6111）
備 考	詳細は年金事務所へお問合せください。

特別児童扶養手当

身 知 精

心身又は精神に障がいのある20歳未満の児童を家庭で養育している保護者の方に支給されます。

※手当は、申請し認定されなければ支給されませんのでご注意ください。

	対 象 の 障 害	支給月額	支給方法
1 級	身体障害者手帳 1 級・2 級及び 3 級の一部 療育手帳 A 1 ・ A 2 同程度の障がいのある児童	58,450 円	年 3 回 4・8・12 月 (口座振込)
2 級	身体障害者手帳 3 級及び 4 級の一部 療育手帳 B 1 （B 2 も一部該当） 同程度の障がいのある児童	38,930 円	
支給制限		・ 児童が児童福祉施設等に入所している場合 ・ 児童が障がいによる公的年金を受給できる場合 ・ 前年の所得が一定額以上の場合（支給停止）	
問 合 先		市役所 社会福祉課（☎52-3936）	
備 考		診断書は省略できる場合がありますので、お問合せください	

特別障害者手当

心身や精神の障がいがあるが、重複又は著しく重度の状態にあるため日常生活において常に特別の介護を必要とする 20 歳以上の方に支給されます。

※手当は、申請し認定されなければ支給されませんのでご注意ください。

対 象 者	支給月額	支給方法
在宅で重度の障がいがある等により特別の介護を必要とする方	30,450 円	年 4 回 5・8・11・2 月（口座振込）
支給制限	・福祉施設等に入所している場合 ・病院等に 3 か月を超えて入院している場合 ・前年の所得が一定額以上の場合（支給停止）	
問 合 先	市役所 社会福祉課（☎52-3936）	

障害児福祉手当

心身や精神に重い障がいがあるため、日常生活において常に介護を必要とする 20 歳未満の方に支給されます。

※手当は、申請し認定されなければ支給されませんのでご注意ください。

対 象 者	支給月額	支給方法
身体障害者手帳 1 級程度の方 療育手帳 A 1 程度の方 又は同程度の精神障がいの方	16,560 円	年 4 回 5・8・11・2 月（口座振込）
支給制限	・障がいによる支給事由とする年金を受給できる場合 ・福祉施設等に入所している場合 ・前年の所得が一定額以上の場合（支給停止）	
問 合 先	市役所 社会福祉課（☎52-3936）	

特別障害給付金

国民年金に任意加入していなかった期間中に生じた傷病が原因で、現在障害基礎年金の 1 級、2 級相当の障がいの状態にある人に給付金が支給されます。

※特別障害給付金は、申請し認定されなければ支給されませんのでご注意ください。

対象者	・平成 3 年 3 月以前に任意加入対象であった学生 ・昭和 61 年 3 月以前に国民年金任意加入対象であった厚生年金等に参加していた人の配偶者
支給額	支給額は、前年の消費者物価指数に合わせて毎年度自動的に見直しされ、日本年金機構のホームページで公表されます。またご本人の所得により支給額に制限がかかります。
問合先	日本年金機構 高山年金事務所（☎0577-32-6111）

児童扶養手当

身 知 精

母子・父子家庭等の生活安定と自立促進のため手当を支給し児童の福祉増進を図ります。

対象者	父親もしくは母親が重度の障がい者（国民年金の障害等級 1 級相当の方）である場合、18 歳に到達する年度末までの児童（又は 20 歳未満で政令に定める程度の障がいの状態にある者）を監護する母（監護し、かつ生計を同じくする父）又は養育する者（祖父母等）
所得制限	あり（公的年金給付等による支給制限あり）
問合先	市役所 市民サービス課（☎24-2633）
備 考	手続きについては、市民サービス課にご相談ください

ニュー福祉定期貯金

身 知 精

障害基礎年金等、遺族基礎年金等の受給者が預入れできる、預入期間 1 年の定期貯金。通常の定期預金の利息より有利な利息を受け取ることができます。

問合先	ゆうちょ銀行各店 又は 各郵便局
-----	------------------

心身障害者扶養共済制度

身 知 精 難

心身障がい児（者）の将来に対し、保護者のいづく不安の軽減を図ることを目的とし、保護者が毎月掛金を納入して、保護者に万一のことがあった場合に残された障がい児（者）に終身年金を支給する制度です。

保護者の要件	・ 岐阜県内に住所があること ・ 加入年の 4 月 1 日現在、年齢が 65 歳未満であること ・ 特別の疾病や障がいがなく生命保険契約の対象となる健康状態であること ・ 障がいのある方に対して、加入できる保護者は 1 人であること
対 象 者	・ 療育手帳を所持する方 ・ 身体障害者手帳を所持し、その等級が 1 ～ 3 級までに該当する方 ・ 精神又は身体に永続的な障がいのある方で、上記の障がいと同程度の障がいと認められる方
掛 金	1 口 9,300 円～23,300 円／月額（加入者の年齢に応じて金額が異なります） ※ 2 口加入の場合は倍額 ※ 生活保護世帯等、生計の状態により掛金の減免をすることができます。
給 付 金	加入者が死亡又は重度障がいとなったときは、請求により毎月 1 口につき、20,000 円が支給されます。また、子が死亡した場合は、加入期間に応じ弔慰金が支給されます。（加入 1 年未満支給なし） なお、給付金（脱退一時金を除く）については、所得税はかかりません。
問 合 先	岐阜県庁 障害福祉課（☎058-272-8309）

諸手当は、申請し、認定されなければ、支給されませんのでご注意ください。



3 保健と医療

岐阜県 福祉医療制度

身 知 精

病院などで診療を受けた場合に支払う医療費の自己負担分を助成する制度です。

対 象 者	・身体障害者手帳 1 級・2 級・3 級の方 ・療育手帳 A・A 1・A 2・B 1 の方 ・身体障害者手帳 4 級で戦傷病者手帳所持者（特別項症～第 4 項症） ・精神障害者保健福祉手帳 1 級・2 級の方
助成範囲	保険給付に伴う医療費の患者負担分（入院時における食事療養費患者負担分及び生活療養費患者負担分は対象外）
所得制限	あり
問 合 先	市役所 市民サービス課（☎24-2633）
備 考	※ 県外の病院での受診や補装具購入等の場合は、立替払いをし、後日領収書等を添付の上申請することで助成が受けられます。

下呂市 福祉医療制度

身 知

病院などで診療を受けた場合に支払う医療費の自己負担分を助成する制度です。

対 象 者	・身体障害者手帳 4 級の方（県制度の 4 級所持者は除く） ・療育手帳 B 2 の方
助成範囲	保険給付に伴う医療費の患者負担分（入院時における食事療養費患者負担分及び生活療養費患者負担分は対象外）
所得制限	あり
問 合 先	市役所 市民サービス課（☎24-2633）
備 考	※ 県外の病院での受診や補装具購入等の場合は、立替払いをし、後日領収書等を添付の上申請することで助成が受けられます。

下呂市 精神障がい者 福祉医療制度

精

入院した場合に支払う医療費の自己負担分を助成する制度です。

対 象 者	・精神障害者保健福祉手帳 3 級の方
助成範囲	入院に係る保険給付に伴う医療費の患者負担分（入院時における食事療養費患者負担分及び生活療養費患者負担分は対象外）
所得制限	あり
問 合 先	市役所 市民サービス課（☎24-2633）
備 考	※ 一旦立替払いをし、後日領収書等を添付の上申請することで助成が受けられます。

障害認定による後期高齢者医療の受給資格

身 知 精

一定の障がいの状態にある 65 歳以上 75 歳未満の方で、申請により認定を受けると後期高齢者医療制度の被保険者となることができます。所得の状況に応じて 1 割・2 割・3 割のいずれかの自己負担で医療を受けることができます。

対 象 者	・身体障害者手帳 1～3 級 ・身体障害者手帳 4 級をお持ちの方で、次のいずれかに該当される方 音声機能、言語機能の著しい障害 両下肢すべての指を欠くもの 下肢を下腿の 2 分の 1 以上欠くもの 下肢の著しい障害 ・療育手帳「A」 ・精神障害者保健福祉手帳 1～2 級の方 ・国民年金法による障害基礎年金、障害年金受給者 など
問 合 先	市役所 市民サービス課（☎24-2633）
備 考	既に後期高齢者医療被保険者である方は、この手続きをする必要はありません。

自立支援医療（更生医療）

身

障がい程度を軽くしたり、残された機能を回復したりすることを目的とした手術等を受けの場合、必要な医療費を公費で負担します。

対 象 者	身体障害者手帳を交付された 18 歳以上の方で角膜、関節形成、心臓手術、人工透析、外耳道形成などの手術を受ける方
費 用	医療費の 1 割が原則として自己負担となります。ただし所得等に応じて上限が決められていて負担が重くなりすぎないようにになっています。
問 合 先	市役所 社会福祉課（☎52-3936）

自立支援医療（育成医療）

身

身体に障がいがある方の障がいの除去手術等により確実な治療効果が期待できるものにかかる医療費を公費で負担します。

対 象 者	18 歳未満で下記の障がいに該当する児童 ※視覚・聴覚・平衡機能障がい、音声・言語・そしゃく機能、肢体不自由、心臓・じん臓・その他内臓疾患 等
費 用	医療費の 1 割が原則として自己負担となります。ただし所得等に応じて上限が決められていて負担が重くなりすぎないようにになっています。
問 合 先	市役所 社会福祉課（☎52-3936）

自立支援医療（精神通院）

精

精神疾患の治療のために医療機関へ通院する場合の医療費を公費で負担します。

対 象 者	精神疾患により通院医療を受けている方
費 用	医療費の 1 割が原則として自己負担となります。ただし所得等に応じて上限が決められていて負担が重くなりすぎないようにになっています。
問 合 先	市役所 社会福祉課（☎52-3936）

指定難病医療の給付

難

厚生労働大臣が指定する難病（指定難病）の患者の方について、医療費の負担軽減を図るため、その自己負担分の一部を助成します。

医療費の助成を受けるためには「指定医療費（指定難病）支給認定申請書」に難病指定医の記載した診断書（臨床調査個人票）等を添えて保健所に申請を行う必要があります。

問 合 先	県庁保健医療課又は保健所 ☎0577-33-1111(代)
-------	-------------------------------

小児慢性特定疾病医療の給付

難

小児慢性特定疾病にかかっている児童等について、健全育成の観点から患児家庭の医療費の負担軽減を図るため、その自己負担分の一部を助成します。

医療費の助成を受けるためには、「小児慢性特定疾病医療費支給認定申請書」に小児慢性特定疾病指定医の記載した診断書（小児慢性特定疾病医療意見書）等を添えて保健所に申請を行う必要があります。

問 合 先	県庁保健医療課又は保健所 ☎0577-33-1111(代)
-------	-------------------------------

4 補装具・日常生活用具等

補装具費の支給

身

難

身体障がい者（児）及び難病患者等の体の不自由なところを補い、日常生活や職場での作業を容易にするために必要な補装具の購入又は修理に係る費用の一部を公費で負担します。
※必ず購入・修理の前にご相談ください。

対 象 者	身体障害者手帳を持っている方及び難病患者等。ただし、障がい者（難病患者）又はその配偶者について、市町村民税所得割の最多納税者の税額が46万円以上の場合は、対象となりません。
費 用	費用の10%が原則として自己負担ですが、下呂市ではその半額を補助しています。ただし所得等に応じて上限が設けられ、負担が重くなりすぎないようにしています。
問 合 先	市役所 社会福祉課（☎52-3936）
備 考	介護保険法などの対象とならない場合に限りです。

<補装具の種類>

障 が い 名	種 類
肢 体 不 自 由	義手、義足、装具、車椅子、電動車椅子、歩行器、座位保持装置、歩行補助つえ（一本杖を除く）
視 覚 障 害	視覚障害者安全つえ、義眼、眼鏡
聴 覚 ・ 言 語 障 害	補聴器
肢体不自由かつ言語障害	重度障害者用意思伝達装置

日常生活用具の給付

身 知 精 難

日常生活がより円滑に過ごせるよう必要に応じて、日常生活用具が給付されます。
※必ず購入する前にご相談ください。

費 用	・費用の5%が原則として自己負担となります。ただし所得等に応じて上限が設けられ、負担が重くなりすぎないようになっています。
問 合 先	市役所 社会福祉課（☎52-3936）
備 考	介護保険法などの対象とならない場合に限ります。

<日常生活用具の種類>

種 目	品 目
介護・訓練 支援用具	特殊寝台・特殊マット・エアーマット・特殊尿器・入浴担架・体位変換器・移動用リフト・訓練いす（児のみ）・訓練用ベッド（児のみ）
自立生活 支援用具	入浴補助用具・ポータブル便器・T字状・棒状のつえ・移動・移乗支援用具・頭部保護帽・特殊便器（洗浄機能付便器）・火災警報器・自動消火器・電磁調理器・歩行時間延長信号機用小型送信機・音声標識ガイド装置・聴覚障がい者用屋内信号装置・透析液加温器・環境制御装置・テーブルリフト
在宅療養等 支援用具	ネブライザー（吸入器）・電気式たん吸引器・吸引器・ネブライザー両用器・パルスオキシメーター・酸素ボンベ運搬車・盲人用体温計（音声式）・盲人用体重計
情報・意思疎通 支援用具	携帯用会話補助装置・携帯用会話補助装置専用大型キーボード・情報・通信支援用具・点字ディスプレイ・点字器・点字タイプライター・視覚障がい者用ポータブルレコーダー・視覚障がい者用活字文書読上げ装置・視覚障がい者用拡大読書器・盲人用時計（触読式・音声式）・聴覚障がい者用通信装置・聴覚障がい者用情報受信装置・人工喉頭（電動式）・点字図書・電動ページめくり装置・人工内耳用体外装置
排泄管理 支援用具	ストーマ用装具（尿路系・消化器系）・紙おむつ等・収尿器
住宅改修	居宅等・便所・浴室・洗面・台所・安全設備等の設置

ニュー福祉機器助成事業

身

日常生活がより円滑に過ごせるよう、先進的な福祉機器の購入費用の一部を助成します。
※必ず購入する前にご相談ください。

補助金額	物品の購入に要した額に2分の1を乗じた額と、基準額を比較して少ない方の額。
問 合 先	市役所 社会福祉課（☎52-3936）

<ニュー福祉機器の種類>

パーソナルコンピュータ、音声炊飯ジャー、音声ICタグレコーダ、人工呼吸器、音声血圧計、色彩音声案内装置、障がい物感知センサー、電子白杖、呼び鈴

要電源重度障がい児者災害時等 非常用電源装置等購入費の補助

身

人工呼吸器等の電源が必要な医療機器を使用する在宅の障がい児者が、安心して日常生活を送ることができるよう非常用電源装置等の購入費用の一部を助成します。購入後の申請はできませんので必ず購入前にご相談ください。

補助金額	物品の購入に要した額と基準額を比較して少ない方の額。 (この額のうち、10%は原則自己負担となりますが、所得等に応じて負担がない場合もあります。)
問 合 先	市役所 社会福祉課 (☎52-3936)

＜非常用電源装置等の種類＞

正弦波インバーター発電機、ポータブル発電機、DC/AC インバーター（カーインバーター）

難聴児補聴器購入費の助成

身

身体障害者手帳の交付対象とならない軽・中度の難聴児に対し、補聴器の購入費用の一部を助成します。

対 象 者	市内に住所を有する 18 歳未満の児童 両耳の聴力レベルが 30 デシベル以上 70 デシベル未満、または一側耳の聴力が 70 である児童
費 用	実際の購入費と補聴器の種類に応じて定められた基準額とを比較して少ない方の額の 9 割を助成
問 合 先	市役所 社会福祉課 (☎52-3936)

人工聴覚器用電池等購入費の助成

身

聴覚に障がいのあるお子様が装用する補聴器または人工内耳用体外装置に必要な「電池・充電電池・充電器」の購入費用の一部を助成します。

対 象 者	市内に住所を有する 20 歳未満の児童 日常生活において補聴器または人工内耳を装用している児童
費 用	空気亜鉛電池 : 1 年度につき 1 万円まで 人工内耳用充電電池 : 1 年度につき 3 万円まで (前回助成より 3 年度経過後) 人工内耳用充電器 : 1 年度につき 5 万円まで (前回助成より 5 年度経過後)
問 合 先	市役所 社会福祉課 (☎52-3936)

福祉用具貸出事業

ケガや病気などにより在宅生活で一時的に福祉用具が必要となったときに借りることができます。

利用方法	利用期間は概ね最長 3 か月です。 身体状態などにより、その都度ご相談に応じます。 利用料は無料です。
問 合 先	下呂市社会福祉協議会 (☎52-4884)

5 障がい福祉サービス

身 知 精 難

介護給付及び訓練等給付のサービス

障害者総合支援法に基づき、個別に支給決定を行います。また、介護給付と訓練等給付で利用の際の手続きの流れが異なります。

費 用	費用の10%が原則として自己負担ですが、下呂市ではその半額を補助しています。ただし所得等に応じて上限が設けられ、負担が重くなりすぎないようにしています。
問 合 先	市役所 社会福祉課（☎52-3936）

<サービスの種類>

介 護 給 付	居宅介護 (ホームヘルプ)	自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
	重度訪問介護	重度の障がい等で常に介護を必要とする人に、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的にを行います。
	同行援護	視覚障害により、移動に著しい困難を有する人に、移動に必要な情報の提供（代筆・代読を含む）、移動の援護等の外出支援を行います。
	行動援護	自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います。
	重度障害者等包括支援	介護の必要性がとても高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的にを行います。
	短期入所 (ショートステイ)	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
	療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話をを行います。
	生活介護	常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します。
訓 練 等 給 付	施設入所支援	障害者支援施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
	自立訓練 (機能訓練・生活訓練) (宿泊型自立訓練)	自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練を行います。
	就労移行支援	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
	就労継続支援 (A型・B型)	一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
	共同生活援助 (グループホーム)	夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助、入浴や排せつ、食事介護等を行います。
	就労定着支援	就労先企業や関係機関等との連絡調整及び課題解決に向けた支援等を行います。

	自立生活援助	定期的な巡回訪問や随時の対応により、円滑な地域生活に向けた相談・助言等を行います。
--	--------	---

障がい児通所支援のサービス

身 知 精 難

児童福祉法に基づき、個別に支給決定を行います。

費 用	3歳から6歳までの小学校入学前の児童を除き、費用の10%が原則として自己負担となりますが、下呂市では児童発達支援は全額、放課後等デイサービスでは半額を補助しています。ただし所得等に応じて上限が設けられ、負担が重くなりすぎないようにしています。利用料のほか食費などは実費負担となります。
問 合 先	市役所 社会福祉課（☎52-3936）

<サービスの種類>

児童発達支援(肢体不自由のある児童に対して治療を行うものを除く)	障がい児に対し、日常生活における基本的な動作の指導・知識技能を身につけるほか、集団生活への適応訓練を行います。
児童発達支援(肢体不自由のある児童に対して治療を行うものに限る)	障がい児に対し、医療の提供を行うとともに、日常生活における基本的な動作の指導・知識技能を身につけるほか、集団生活への適応訓練を行います。
放課後等デイサービス	就学中（幼稚園及び大学を除く。）の障がい児に対して、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を行います。
保育所等訪問支援	保育所や幼稚園等を訪問し、障がい児に対し、集団生活への適応のための専門的な支援等を行います。
居宅訪問型児童発達支援	重度の障がい等のために外出が著しく困難な障がい児に発達支援を受ける機会を提供します。

指定相談支援

身 知 精 難

障害者総合支援法及び児童福祉法に基づき、個別に支給決定を行います。

<相談支援の種類>

計画相談支援	障がい福祉サービス又は地域相談支援を利用する障がい者及び障がい児に対し、サービス利用計画の調整やモニタリングを行います。
障がい児相談支援	
地域相談支援	〈地域移行支援〉 障害者施設に入所している障がい者や精神科に入院している精神障がい者に対し、住居の確保その他の地域生活に移行するための活動に関する相談・障害福祉サービス事業所などへの同行支援などを行います。

	〈地域定着支援〉 単身者あるいは家庭の状況により同居している家族に支援を受けられない障がい者に対し、常時の連絡体制を確保し、障がいの特性に起因して生じた緊急の事態等に相談、緊急訪問、緊急対応などを行います。
問 合 先	市役所 社会福祉課（☎52-3936）

訪問入浴サービス

身 知 精 難

日常生活のほとんどに介護を要する重度の障がい者の方で、自宅での入浴が困難と認められる方に、訪問入浴サービスを行います。（医師が入浴を可能と認めること等が必要です。）

対 象 者	身体障害者手帳等を所持する在宅の方で、ホームヘルプその他の施策を利用しての入浴が困難な方。
費 用	費用の5%が原則として自己負担となります。ただし所得等に応じて上限が設けられ、負担が重くなりすぎないようにしています。
問 合 先	市役所 社会福祉課（☎52-3936）

日中一時支援事業

身 知 精 難

介護者の方が、一時的に外出・休息をするために、心身障がい者（児）を日中に一時的に施設に預けることができます。

費 用	費用の5%が原則として自己負担となります。ただし所得等に応じて上限が設けられ、負担が重くなりすぎないようにしています。
問 合 先	市役所 社会福祉課（☎52-3936）

移動支援事業

身 知 精 難

社会生活上必要不可欠な外出や、余暇活動等の社会参加のための外出の際に、移動支援員を派遣します。

対 象 者	単独で外出することが困難で、移動支援員の派遣が必要と認められる方（ただし、重度訪問介護、行動援護、同行援護及び重度障害者等包括支援の対象者は除きます。）
費 用	費用の5%が原則として自己負担となります。ただし所得等に応じて上限が設けられ、負担が重くなりすぎないようにしています。
問 合 先	市役所 社会福祉課（☎52-3936）

6 その他福祉サービス

生活福祉資金の貸付

身 知 精 難

障がい者世帯等に対し、日常生活を送るうえで、又は自立生活に役立てるために必要な費用等の貸付を行います。

貸付条件	・下呂市内に住居届がしてあり、原則として現在のところに6か月以上住んでいること ・借受人の年齢は、原則として65歳未満とする。 ※同じ目的で他の制度を利用される場合は対象外です。
問 合 先	下呂市社会福祉協議会 ☎52-4884

郵便等による不在者投票

身

選挙人で身体に重度の障がいがあるために、一般の投票又は期日前投票にかわって、郵便等による不在者投票の制度があります。

問 合 先	下呂市選挙管理委員会 (☎24-2222)
-------	-----------------------

福祉メディアステーション事業

身

障がいのある方のうち初心者を対象としたパソコンの実習や重度障がい者のためのITホームティーチャーの派遣などを行っています。

問 合 先	福祉メディアステーション 飛驒ランチ (☎・FAX 0577-34-1316)
-------	---

ひまわりクラブ・ちゅうりっぷの会

身 知 精 難

障がいを持ちながら地域で暮らしている方が集い、レクリエーション、創作活動、調理などの活動を通して「仲間づくりや」「社会に出ていくための自信をつけること」を目的に活動しています。

内 容	○ひまわりクラブ（萩原・下呂地域内）：毎月第3金曜日 10時～15時 ○ちゅうりっぷの会（金山地域内）：毎月第4金曜日 10時～15時 ※事前に申込みが必要です。 ※活動日は、変更になる場合がありますのでお問い合わせください。
問 合 先	地域活動支援センターやまびこ (☎0577-72-5023)

フリースペースサロン

身 知 精 難

障がいを抱えている方が気軽に集い、ゲームやお茶をして楽しむ事ができるサロンを開いています。利用は無料、送迎はありません。

対 象 者	障がい者手帳または自立支援受給者証をお持ちの方（18 歳以上の方に限る）
内 容	○日時：毎月第3土曜日 13 時 30 分～16 時 30 分 ○場所：南飛驒はぎわら十六館（下呂市萩原町萩原 1359 番地 1） ※活動日は変更になる場合がありますのでお問い合わせください。
問 合 先	市役所 社会福祉課（☎52-3936）

青い鳥郵便はがきの無償配布

身 知

日本郵政(株)は、身体障がい者及び知的障がい者の福祉に対する国民の理解と認識を更に深めることを目的として、青い鳥をデザインした専用封筒に通常郵便はがきをお入れして無償で差し上げます。受付期間は4月1日～5月31日まで、配布枚数は1人につき20枚。

対 象 者	身体障害者手帳1級・2級、療育手帳A
問 合 先	各郵便局（簡易郵便局除く）

その他

- 目の不自由な人々を中心に組織している団体

問 合 先	一般社団法人 岐阜県視覚障害者福祉協会（☎058-264-4523）
-------	------------------------------------

- 目の見えない、見えにくい方々の日常的な生活訓練、困りごとなどの各種相談を受けつけています。

問 合 先	視覚障害者生活情報センターぎふ（☎058-263-1310）
-------	--------------------------------

7 情報伝達支援

手話通訳者の設置

身

市役所に来庁する聴覚に障がいのある方のために手話通訳を行い、聴覚障がい者の方々の手助けを行っています。

設置時間	月・水・金曜日 午前8時30分～午後5時15分
問 合 先	市役所 社会福祉課（☎52-3936）

手話通訳者及び要約筆記者の派遣

身

聴覚障がい者がコミュニケーションに不便をきたすとき（病院や学校などに行くとき）、手話通訳者や要約筆記者を派遣します。※宗教団体活動、営業活動、政治活動に関する派遣はいたしません。

対 象 者	下呂市に居住する聴覚障がい者
手 続	・直接窓口で、又はFAX・電話・郵便で申込みできます（1週間前をめぐに） ※FAXは24時間受信しますが、夜間、休日は返事が翌日以降となります。 ・手話通訳者、要約筆記者が決まりましたらご連絡します。
問 合 先	市役所 社会福祉課（☎52-3936）

緊急通報システム（FAX 119）

身

自宅で突然、病気や不慮の事故にあった場合に、FAXを利用して、消防本部へ助けを求めることができます。

対 象 者	下呂市に居住する聴覚障害者又は発声発語に著しい障がいをする方
問 合 先	下呂市消防本部 救急指令課（☎25-6199）

緊急通報システム（メール 119）

身

突然、病気や不慮の事故にあった場合に、携帯電話のメールを利用して、消防本部へ助けを求めることができます。

対 象 者	下呂市に居住する聴覚障がい者又は発声発語に著しい障がいをする方
問 合 先	下呂市消防本部 救急指令課（☎25-6199）

緊急通報システム（ネット 119）

身

突然、病気や不慮の事故にあった場合に、スマートフォンのアプリを利用して、チャット方式で消防本部へ助けを求めることができます。

対 象 者	下呂市に居住する聴覚障がい者又は発声発語に著しい障がいをする方
問 合 先	下呂市消防本部 救急指令課（☎25-6199）

緊急通報システム（電話リレーサービス）

突然、病気や不慮の事故にあった場合に、スマートフォン、パソコン利用して、手話又はチャット方式でサービス会社を経由し消防本部へ助けを求めることができます。

対 象 者	下呂市に居住する聴覚障がい者又は発声発語に著しい障がいをする方
問 合 先	下呂市消防本部 救急指令課（☎25-6199）

その他

●視覚と聴覚の両方に障がいのある方々の会

問 合 先	岐阜盲ろう者友の会（☎058-247-7321 夜間）
-------	-----------------------------

●聴覚に障がいのある方々のための交流拠点

問 合 先	岐阜県聴覚障害者情報センター（☎058-213-6786）
-------	-------------------------------

●喉頭がん等で声を失った方々の組織する団体

問 合 先	岐阜睦声会 事務局（☎058-240-7641）
-------	--------------------------

図書館サービス（岐阜県図書館）

●体の不自由な方へのサービス

対 象 者	身体障害者手帳 1 級・2 級、療育手帳 A
内 容	岐阜県図書館所蔵資料（CD・DVD等のAV資料含む。）の郵送での貸出・返却を無償で行います。貸出期間は郵送に要する期間も含めて30日間です。

●目の不自由な方へのサービス

対 象 者	視覚障がい者として身体障害者手帳所持者
内 容	①対面読書サービスとして、ご希望の資料を岐阜県図書館対面読書室において読みます。 ②岐阜県図書館所蔵資料（デージー・CD等音声資料・DVD等のAV資料含む。）の郵送での貸出・返却を無償で行います。貸出期間は郵送に要する期間も含めて30日間です。 ③録音・点字資料の郵送での貸出・返却を行います。貸出期間は郵送に要する期間も含めて30日間です。

●耳の不自由な方へのサービス

対 象 者	聴覚障がい者として身体障害者手帳所持者
内 容	岐阜県図書館が所蔵する字幕付き映像資料（ビデオテープ・DVD）のリストを無償で提供します。
問 合 先	岐阜県図書館 サービス課 調査相談係 〒500-8368 岐阜市宇佐 4-2-1 （☎058-275-5111 内線 331 FAX 058-275-5115）

●目の不自由な方へのサービス

視覚障がい者の方は、所蔵品展示の一部を手でさわって鑑賞することができます。その際、職員が鑑賞のガイドを行います。

また、視覚障がい者のための「所蔵品鑑賞ガイドブック」を希望者に配布します。ガイドブックでは、彫刻を手で鑑賞する例、話を聞きながら絵画を鑑賞する例を取り上げて、鑑賞の手引きとしています。解説の文章は点字と拡大文字で記され、作品のかたちは盛り上げ図版と写真で示されています。

※来館日時を事前にご連絡ください。詳細は下記までお問い合わせください。

問 合 先	岐阜県美術館 〒500-8368 岐阜市宇佐 4-1-22 (☎058-271-1313 FAX 058-271-1315)
-------	--

8 行動範囲の拡大等

下呂市 福祉パスポート事業

障がい者等の社会参加の機会を広げるため、福祉パスポートを購入していただくと、市内のバスに期間中何回でも無料で乗車できます。

対 象 者	市内に住所を有する 65 歳以上の方、又は生活保護受給者、身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方、運転経歴証明書をお持ちの方。
利 用 料	・ 4、5～3 月 11,000 円 ・ 6～3 月 10,000 円 ・ 7～3 月 9,000 円 ・ 8～3 月 8,000 円 ・ 9～3 月 7,000 円 ・ 10～3 月 6,000 円 ・ 11～3 月 5,000 円 ・ 12～3 月 4,000 円 ・ 1～3 月 3,000 円 ・ 2～3 月 2,000 円 ・ 3 月 1,000 円
利用できる路線	げろバス全路線・デマンドバス全路線・濃飛バス
問 合 先	市役所 まちづくり政策課（☎24-2654）

下呂市福祉乗合型移動サービス（まめなカー）

障がい者手帳をお持ちの方や介護認定を受けてみえる方を対象に、タクシー車両を利用した乗合方式による移動サービス「福祉タクシーまめなカー」を運行しています。利用者登録制です。

対 象 者	下呂地域・萩原地域・金山地域にお住まいの下記①～③にあてはまる方 ①身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方 ②介護保険認定者（要支援・要介護） ③心身の状態が①②と同等以上と地域包括支援センターが認めた方
利 用	運行日時：月～土曜日 午前8時～午後5時 運行区域：下呂・萩原・金山地域の自宅と登録した目的地 利用料金：タクシー料金の概ね7～8割（近距離の場合） ※利用を希望される場合、事前登録が必要です。
問 合 先	市役所 まちづくり政策課（☎24-2654）

下呂市 人工透析療養者通院交通費助成事業

身

人工透析療法を受けている方が通院する際にかかる交通費の一部を助成します。

対象者	下呂市に居住し、腎臓機能障がいによる身体障害者手帳所持者で人工透析を受けている方。		
助成の範囲	・人工透析療法を受けるために医療機関へ通院した場合に、自宅から医療機関までの片道の距離に応じて通院交通費の一部を助成。(月額 7,000 円を上限とする)		
	自宅から医療機関までの片道の距離		支給額
	0 km 以上 10 km 未満		100 円
	10 km 以上 20 km 未満		200 円
	20 km 以上 30 km 未満		300 円
	30 km 以上 40 km 未満		400 円
	40 km 以上		500 円
利用の仕方	通院証明書または診療明細書と助成金交付申請書を提出後、指定口座へ振り込みます。 申請期限：随時（ただし、過年度 1 年間分の申請は当年度末までに）		
問 合 先	市役所 社会福祉課（☎52-3936）		

福祉有償運送事業

通院や買い物、レジャーなどの外出の際に、リフト付き車両等で送迎してもらえるサービスです。

対 象 者	① 介護保険の認定を受けている者（要介護） ② 身体障害者手帳保持者（障がい程度等級表により区分） ③ 精神障害者保健福祉手帳保持者 ④ 療育手帳所持者 ⑤ 国土交通省ガイドラインの範囲内で、下呂市で運営する地域包括支援センターが心身の障がい等により利用を認めた者 ※下呂市内にお住まいで、上記の条件に当てはまる、車いす又はストレッチャーを使用しないと単独での移動ができない等公共交通機関の利用が困難な者で下呂市社会福祉協議会会長が利用を認めた者及びその付添人。
利用方法	事前に利用に関わる登録及び申請が必要です。 利用料：利用距離に応じた料金等
問 合 先	下呂市社会福祉協議会（☎52-4884）

対 象 者	① 要介護認定者で介護度が 1 以上の方 ② 障がい者手帳を所持している方 ③ 精神障害者保健福祉手帳所持者で、単独では公共交通機関の利用が困難な方 ④ 国土交通省ガイドラインの範囲内で、地域包括支援センターで移動が困難と認められた方
利用方法	事前に会員登録が必要です。（年会費 5,000 円） 利用料：道路運送法の定めによりタクシー料金の 5 割程度です。
問 合 先	NPO 法人ケアパレット（☎24-2244）

対 象 者	益田生活サポートセンターが提供する福祉サービスの利用時に、車両を用いた移動が必要なご利用者
利用方法	事前に契約してからのご利用となります サービス提供地域：下呂市内全域 利用料：道路運送法の定めによりタクシー料金の 5 割程度です。
問 合 先	益田生活サポートセンター （☎52-2313）

下呂市 知的・精神障がい者交通費助成事業

知 精

知的障がい者の方の通所・通勤、精神障がい者の方の通所、通勤及び障がいに起因する通院のための交通費の一部を助成します。

対象者	下呂市に在住する在宅で 18 歳以上の方 ・療育手帳の所持者及び付添人。（知的障がい者 1 人に対して保護者等 1 人） ・精神障害者保健福祉手帳の所持者。			
助成の範囲	・知的障がい者の方に対しては、通所及び通勤のための交通費の一部を助成。 ・精神障がい者の方に対しては、通所、通勤及び障がいに起因する通院のための交通費の一部を助成。 （ただし、他の制度により交通費の支給等を受けている場合は対象外） ・所得制限あり			
	対象者		知的障がい者	
	交通手段及び対象経費		本人	付添人
			本人	本人
	鉄道	普通運賃	1 / 4 以内	1 / 4 以内
		急行料金等	1 / 4 以内	1 / 4 以内
		定期運賃	1 / 4 以内	1 / 4 以内
	バス	普通運賃	1 / 4 以内	1 / 4 以内
		定期運賃	1 / 4 以内	1 / 4 以内
	自動車 （自宅から目的地までの片道の距離、1 日につき）	2 km 以上 10 km 未満	100 円	100 円
		10 km 以上 20 km 未満	200 円	200 円
		20 km 以上 30 km 未満	300 円	300 円
		30 km 以上 40 km 未満	400 円	400 円
		40 km 以上 50 km 未満	500 円	500 円
		50km 以上	600 円	600 円
利用の仕方	通所等証明書または診療明細書（通院の場合）と助成金交付申請書を提出後、指定口座へ振り込みます。 申請期限：随時（ただし、過年度 1 年間分の申請は当年度末までに）			
問 合 先	市役所 社会福祉課（☎52-3936）			

下呂市 障がい児等交通費助成事業

身 知 精 難

障がいや病気の早期治療及び機能回復のための通院、通所にかかる交通費の一部を助成します。

対象者	下呂市に居住し在宅で、次の手帳等の交付を受けている 18 歳未満の児童 ・身体障害者手帳 ・療育手帳 ・精神障害者保健福祉手帳 ・自立支援医療（育成医療）受給者証 ・小児慢性特定疾病児童医療受給者証 ・障がい児通所受給者証（さくらんぼ教室へ通う方は「障害児通所給付費支給決定通知書兼利用者負担限度額・免除等決定通知書」でも可）	
助成の範囲	・手帳等の障がいに起因する治療及び訓練のための交通費の一部を助成（ただし、医療機関又は障害児通所支援事業所による送迎サービスを受けている場合は対象外）	
	自宅から医療機関又は事業所までの片道の距離	支給額
	0 km 以上 10 km 未満	100 円
	10 km 以上 20 km 未満	200 円
	20 km 以上 30 km 未満	300 円
	30 km 以上 40 km 未満	400 円
	40 km 以上 50 km 未満	500 円
	50 km 以上 60 km 未満	600 円
	60 km 以上 70 km 未満	700 円
	70 km 以上 80 km 未満	800 円
	80 km 以上 90 km 未満	900 円
90 km 以上	1,000 円	
利用の仕方	通所等証明書または診療明細書（通院の場合）と助成金支給申請書を提出後、指定口座へ振り込みます。 ※小児慢性特定疾病児童医療を受給している人・障がい児通所受給者証の交付を受けている人は受給者証の写しを添付 申請期限：随時（ただし、過年度 1 年間分の申請は当年度末までに）	
問 合 先	市役所 社会福祉課（☎52-3936）	

福祉車両貸出事業

身 知 精 難

通院や買い物、レジャーなどの外出の際に、車いすでの移動が必要な方にリフト付き車両を貸し出しています。

対 象 者	市内に在住している車いす等での移動が必要な方。
利用方法	運転は親族でしていただきます。 申請書を事前に提出していただき、車両の操作説明を受けてください。 利用料：市内は無料、市外は燃料自己負担
問 合 先	下呂市社会福祉協議会 （☎52-4884）

身

自動車改造費の助成

身体に障がいのある方の社会参加等を促進するために、自ら運転する自動車の運転装置の一部を改造することに対しその費用の一部を助成します。

対 象 者	身体障害者手帳所持者 ※過去5年間に当該補助を受けた方は対象となりません。
内 容	ハンドル・ブレーキ・アクセルなどを改造するための費用を10万円まで助成します。
問 合 先	市役所 社会福祉課（☎52-3936）
備 考	所得制限がありますので改造前に必ず相談をしてください。

身

知

精

自動車運転免許取得の助成

障がいのある方の日常生活や社会生活の活動範囲を広げて社会参加を促進するために免許取得に係る費用の一部を助成します。

対 象 者	身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳又は療育手帳を所持する方で就労などのため免許を取得する方。
内 容	自動車学校等で訓練を受けた費用のうち10万円を限度に、その3分の2以内を助成します。
問 合 先	市役所 社会福祉課（☎52-3936）

身

重度身体障がい者介助用自動車購入、改造費用の助成

車いす等を使用する在宅の重度身体障害者を介助する者の負担軽減を図るため、リフト付き改造車を購入等する経費の一部を助成します。

※購入・改造する前に申請していただく必要があります。

対 象	身体障害者手帳の下肢又は体幹機能障がい1～2級で移動に車いす等を使用している身体障がい者のいる世帯の方。 ※過去5年間に当該補助を受けた世帯は対象になりません。
内 容	対象経費（上限は24万円） ※所得制限あり
問 合 先	市役所 社会福祉課（☎52-3936）

身

知

精

J R旅客運賃の割引（J R東海）



障がい者手帳を所持している方がJ Rを利用する際、運賃が割引になります。

対 象 者	身体障害者手帳、療育手帳所持者又は精神障害者保健福祉手帳（顔写真の貼付があるもの）
利用方法	J R各駅の乗車券販売窓口到手帳を提示してください。
問 合 先	J R東海テレフォンセンター（☎050-3772-3910）

適用範囲	割引対象乗車券類	割引率	備 考
第1種障害者とその介護者	普通乗車券 普通回数乗車券 普通急行券	50%	同一区間の乗車券となります。 割引となる介護者は1名です。
第1種障害者とその介護者又は12歳未満の第2種障害者とその介護者	定期乗車券（小児定期乗車券を除きます。）	50%	

第1種、第2種障害者が 単独でご利用になる場合	普通乗車券	50%	片道の営業キロが100キロを超える場合に限る。
----------------------------	-------	-----	-------------------------

※割引のきっぷをお求めの際は、係員のいる窓口で、身体障害者手帳または療育手帳をご提示ください。

※割引のきっぷをご利用の際は、身体障害者手帳または療育手帳を携帯してください。

※名古屋鉄道・近畿日本鉄道・樽見鉄道・明知鉄道・長良川鉄道は上記に準じて割引されます。



県内バス（路線）運賃の割引

身 知 精

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を所持している方が路線バスを利用する場合、運賃が割引になります。

対 象 者	身体障害者手帳・療育手帳所持者・精神障害者保健福祉手帳 ※下表を参照してください
利用方法	運賃支払いの際に手帳の写真が貼付されたページを乗務員に提示してください。
問 合 先	各バス会社

割引対象の区分		券種	割引率	
			本人	介護者
身体障害者手帳 療育手帳	第 1 種	普通	5 0 %	5 0 %
		定期	3 0 %	3 0 %
	第 2 種 ※	普通	5 0 %	5 0 %
		本人が12歳未満で介護者ありの時	定期	—
精神障害者保健福祉手帳 ※写真付きに限る		普通	5 0 %	5 0 %
		定期	3 0 %	3 0 %

※岐阜県が発行する第2種の身体障害者手帳、療育手帳をお持ちの方で路線バスを介護者と一緒に利用する場合、介護者の運賃の割引を適用しない事業者もありますので利用する路線バス事業者にお尋ねください。なお、高速路線バスにつきましても一部の路線を除き介護者の割引が適用されませんので、事前の確認をお願いします。

「ジパング倶楽部」を準用する身体障がい者運賃割引

身

男性・満60歳以上、女性満55歳以上の身体障がい者がJR各線を利用して片道、往復または連続で201km以上の旅行をする場合「ジパング倶楽部」に入会することにより年間20回に限り2～3割引となります。

対象者	割引となるきっぷの種類	割引率	
男性・満60歳以上、女性満55歳以上の身体障害者手帳所持者（第1種、第2種）	特急券（新幹線在来線）、グリーン券、座席指定券	新規入会者	1～3回まで2割引 4～20回まで3割引
		更新者	1～20回まで3割引

※ただし、新幹線「のぞみ」及び「みずほ」の特急料金など一部割引にならないものがあります

有効期間	申請に必要な書類	手続き
発行日から1年間 【利用できない期間】 4月27日～5月6日 8月10日～8月19日 12月28日～1月6日	・申込書 ・身体障害者手帳の写し ・年会費 1,400 円	入会后、ジパング倶楽部事務局から送付される「ジパング倶楽部」手帳及び身体障害者手帳を提示し最寄りの駅等で切符を購入
問 合 先	(一財) 岐阜県身体障害者福祉協会 (☎058-201-1543 FAX 058-273-9308)	

身 知

国内旅客船運賃の割引

身体障害者手帳、療育手帳を所持している方が利用する場合、運賃が割引になります。

対 象 者	身体障害者手帳又は療育手帳所持者
利用方法	乗船券販売窓口到手帳を提示してください。 各業者でご利用条件が異なりますので事前にご確認ください。
問 合 先	各旅客船会社



身 知 精

航空運賃の割引

対象者	・身体障害者手帳所持者および身体障害者（第1種所持）に同行される介護者の方（お一人様まで） ・療育手帳所持者および第1種所持者に同行される介護者の方（お一人様まで） ・精神障害者保健福祉手帳をお持ちの満12歳以上の方および同行される介護者の方（お一人様まで）
問合先	各航空会社

身 知

タクシー運賃の割引

身体障害者手帳、療育手帳を所持している方がタクシーを利用する場合、料金が1割引になります。

対 象 者	身体障害者手帳又は療育手帳を所持している方
利用方法	降車の際（できれば乗車の際）、手帳を提示してください
問 合 先	利用されるタクシー会社

身 知 精

駐車禁止規制の適用除外

障がい者が、自ら又は家族などの運転する車に同乗するとき公安委員会交付の標章を掲示することにより、駐車禁止場所でも、駐車することができます。

対 象 者	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている歩行困難又は、歩行に支障があり公安委員会が必要と認めた方 ※手帳の種類や等級・程度について範囲があります。詳細はお問合せください
問 合 先	岐阜県警察本部 交通規制課 （☎058-271-2424 内線 5186） 下呂警察署 交通課 （☎52-0110）

有料道路の通行料金の割引

身 知

身体障害者手帳、療育手帳を所持している方が有料道路を利用する場合、通行料金が割引になります。事前に車（１台）を登録する必要があります。

対 象 者		身体障害者手帳又は療育手帳 A・A1・A2 を所持している方
適 用 範 囲		第１種身体障害者 第１種知的障害者
		障がい者本人が運転する場合、障がい者本人が車に同乗される場合
		第２種身体障害者 障がい者本人が運転する場合（障がい者本人の運転免許証が必要）
		※登録できる車の車種や所有者についても要件がありますので、詳細はお問合せください。 ※登録できる車は１台のみ
手 続	ETC を利用しない場合	・身体障害者手帳又は療育手帳 ・登録を希望する自動車の車検証 ・障がい者本人の運転免許証
	ETC を利用する場合	上記に加え、 ・ETC カード（障がい者本人名義のものに限ります。ただし、障がい者が18歳未満の場合は保護者名義のものが使用できます） ・ETC 車載器セットアップ申込書・証明書
問 合 先		市役所 社会福祉課（☎52-3936） 有料道路 ETC 割引登録係（☎045-477-1233）
備 考		割引には有効期限があります。引き続き割引の適用を受ける場合は、更新の手続きが必要です。更新は有効期限の２か月前から受け付けます。 住所・氏名・登録車輦・ETC カード番号、ETC 車載器に変更があった場合も、再手続きが必要です。

スパイクタイヤ使用禁止の除外

身

肢体不自由（１～６級）、内部障がい（１～４級）により身体障害者手帳を所持している障がい者が運転する自動車については、スパイクタイヤ使用禁止が除外されます。標章等は特にありません。運転にあたっては、手帳を必ず携帯してください。

問 合 先	岐阜県庁 環境管理課（☎058-272-1111）
-------	---------------------------

補助犬（盲導犬・聴導犬・介助犬）の貸与

身

視覚障がい者、聴覚障がい者又は肢体不自由者の自立と社会参加の促進を図るため補助犬の貸与に対する支援を行っています。

問 合 先	岐阜県庁 障害福祉課（☎058-272-8309 FAX 058-278-2643）
-------	--

9 税金・公共料金

税金の控除

身 知 精

各種税金が控除される場合があります。詳しくは各担当窓口へお問い合わせください。

種類	内容	金額	問合せ
市県民税	障害者控除 (本人または同一生計配偶者、もしくは扶養親族が障害者(※1)の場合)	所得控除 26 万円	市役所 税務課 市民税係 ☎24-2635
	特別障害者の障害者控除 (本人または同一生計配偶者、もしくは扶養親族(同居以外)が特別障害者(※2)の場合)	所得控除 30 万円	
	同居の特別障害者の障害者控除 (同一生計配偶者又は扶養親族が同居の特別障害者(※2)である場合)	所得控除 53 万円	
	小規模企業共済等掛金控除 (心身障害者扶養共済制度掛金等)	所得控除 掛金の金額	
	前年中の合計所得金額が 135 万円以下の障がい者	非課税	
所得税	障害者控除 (市県民税の場合と同じ)	所得控除 27 万円	※国税となります。 要件等について、詳しくは管轄の税務署にお問い合わせください。 高山税務署 ☎0577-32-1020
	特別障害者の障害者控除 (市県民税の場合と同じ)	所得控除 40 万円	
	同居の特別障害者の障害者控除 (市県民税の場合と同じ)	所得控除 75 万円	
	小規模企業共済等掛金控除 (心身障害者扶養共済制度掛金等)	所得控除 掛金の金額	
	障がい者等のマル優・特別マル優 (預貯金の金額、購入した公債の額面金額等がそれぞれ 350 万円までの利子所得)	非課税	
	心身障害者扶養共済制度に基づいて支給される給付金		
消費税	一定の身体障害者用物品の譲渡、貸付け、製作の請負及び修理	非課税	
相続税	相続または遺贈によって財産を取得した者が法定相続人に該当し、かつ障がい者である場合	85 歳に達するまでの年数に 10 万円(特別障害者は 20 万円)を乗じて計算した金額を相続税額から控除	
贈与税	一定の扶養信託契約に基づき、要件を満たす場合	非課税	
個人事業税	重度の視覚障がい者(失明または両目の矯正視力 0.06 以下の者)が行うあん摩、マッサージ、指圧、はり灸、柔道整復等医業に類する事業	非課税	飛騨県税事務所 ☎0577-33-1111 -1111 (内線 289)
	前年の合計所得金額が 300 万円以下で障がい者である者	年 5 千円以下が減免(申請による)	

■控除の対象者

(※1)障害者:身体障害者手帳3～6級、療育手帳B1・B2、精神障害者保健福祉手帳2～3級

(※2)特別障害者:身体障害者手帳1～2級、療育手帳A1・A2、精神障害者保健福祉手帳1級

自動車税・軽自動車税の減免

身 知 精

税制改正により令和元年 10 月 1 日から自動車取得税を廃止し、新たに環境性能割が導入されました。次に該当する身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳を持っている人について、自分で運転する場合又は専ら障がい者の通院・通学・通所・生業その他の社会参加のために生計を一にする人が運転する場合、自動車税・軽自動車税の全部または一部が減免されます。ただし、障がい者 1 人につき 1 台に限ります。

障害の区分		減免対象となる障害の範囲
		身体障がい者”本人”が運転する場合 同一生計者・常時介護者が運転する場合
視覚障害		1 級、2 級、3 級、4 級
聴覚障害		2 級、3 級
平衡機能障害		3 級
音声機能障害		3 級（喉頭摘出による場合のみ）
上肢不自由		1 級、2 級、3 級
下肢不自由		1 級、2 級、3 級、4 級、5 級、6 級
体幹不自由		1 級、2 級、3 級、5 級
脳 源 性	上肢機能	1 級、2 級、3 級
	移動機能	1 級、2 級、3 級、4 級、5 級、6 級
心臓・じん臓・呼吸器・小腸・ぼうこう又は直腸の機能障がい		1 級、3 級
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障がい		1 級、2 級、3 級
肝臓の機能障がい		1 級、2 級、3 級
知的障がい		A、A1、A2
精神障がい		精神障害者保健福祉手帳に記載された障がいの程度が「1 級」

減 免 限 度 額	自動車税 (種別割)	年税額で 45,000 円（重課対象車は 45,400 円）
	軽自動車税 (種別割)	年税額
※上記限度額を超える税額について負担いただくことになります。 ※減免は 1 人 1 台のみ ※家族運転・介護者運転の場合、利用目的に制限があります。 ※対象になる車の要件など、詳しくは各窓口にお問い合わせください。 ※環境性能割については詳しくは飛騨県税事務所にお問い合わせください。		
問 合 先	普通自動車（環境性能割、種別割）：飛騨県税事務所（☎0577-36-1400） 軽自動車（種別割）：市役所 税務課（☎24-2637）	

NHK放送受信料の免除

身 知 精

障害のある方を対象にNHK放送受信料を免除します。

内 容		免 除
障がい者のいる世帯で、世帯全員が市民税非課税の世帯。		全額免除
・ 視覚・聴覚障がい者が世帯主の場合。 ・ 重度の障がい者（身体障がい者１・２級、知的障がい者Ａ１・Ａ２、精神障がい者１級）が世帯主の場合。		半額免除
問 合 先	NHK岐阜放送局 （☎058-264-4612）受付時間：午前１０時～午後５時 ※土日・祝日及び12/29～1/3を除く 市役所 社会福祉課 （☎52-3936）	

点字郵便物の無料扱い等

身

盲人用点字郵便及び盲人福祉施設から発送される盲人用録音物の郵送料は無料です。

問 合 先	各郵便局又はお客様サービス相談センター（☎0120-232886）フリーダイヤル
-------	--

携帯電話料金等の割引

身 知 精

障がいのある方が携帯電話を利用する際、通話料等の割引や障がい者用料金プランが利用できます。割引内容は携帯電話会社によって異なりますので、詳しくは各社にお問い合わせください。

問 合 先	携帯電話各社
-------	--------

NTT番号案内の無料措置

身 知 精

NTT104番への電話番号の問合せを無料で利用できます。

対 象 者	① 身体障害者手帳（視覚障がい１～６級、上肢・体幹・乳幼児期以前の非進行性脳病変による運動機能障がい１・２級）
	② 戦傷病者手帳（視力の障がい 特別項症～第６項症、上肢の障がい 特別項症～第２項症）
	③ 療育手帳
	⑤ 精神障害者保健福祉手帳
問 合 先	NTT西日本ふれあい案内担当 （☎0120-104-174）

10 就労・雇用

ハローワーク（公共職業安定所）

身 知 精 難

ハローワークでは、障がい者各人の障がい特性とニーズに応じた、きめ細かな職業相談を行っています。このために公共職業安定所には、障がい者の職業相談、職業紹介を専門的に行う担当者が配置されています。

ハローワーク名	所在地	電話・FAX	管轄区域
ハローワーク美濃加茂	美濃加茂市深田町 1-206-9	TEL 0574-25-2178	金山
ハローワーク高山	高山市昭和町 2-220	TEL 0577-32-1144	小坂・馬瀬 萩原・下呂

下呂市地域職業相談室	下呂市萩原町萩原 1166-8 星雲会館 4 階	TEL 52-1365 FAX 52-2450
------------	-----------------------------	----------------------------

岐阜障害者職業センター

身 知 精 難

障がいのある方や障がいのある方を雇用する事業主の方などに対し、県内の各公共職業安定所（ハローワーク）との密接な連携の下に、就職のための相談・支援、就職後のフォローアップ、復職のための相談まで一連の就職支援を行っています。

問 合 先	岐阜障害者職業センター 岐阜市日光町 6-30 （☎ 058-231-1222 FAX 058-231-1049）
-------	--

1 1 相談の窓口

下呂市役所

課 名	主な業務内容	電話番号
社会福祉課	障がい福祉、地域福祉、民生児童委員、生活保護、戦没者遺族、日赤、社会福祉法人など	52-3936
高齢福祉課	高齢者福祉、養護・特別養護老人ホーム、介護保険、要介護認定、認定審査会など	53-0153
地域包括支援センター	介護予防マネジメント、権利擁護、介護予防、総合相談支援など	53-2100
こども家庭課	児童福祉、保育園運営管理、さくらんぼ教室運営管理、学童保育、子育て支援、母子父子寡婦福祉など	52-2882
健康課 萩原保健センター	母子および成人保健、保健指導、献血、医療対策など	25-2252 52-1230
市民サービス課	福祉医療、児童扶養手当、国民健康保険、後期高齢者医療、国民年金など	24-2633
税務課	市県民税	24-2635
	軽自動車税・納税相談など	24-2637
下呂市教育委員会 学校教育課	教育相談、障がい児就学相談、特別支援教育、学校運営、教育計画・指導など	52-4800

各種相談機関

●障がい全般に関する相談

名 称	内 容	電話番号
下呂市障がい者 生活相談センター	住み慣れた地域で安心して生活できるよう、専門職員がご相談を受け、必要な援助・支援を行っています。	52-2787
地域活動支援センター やまびこ		0577-72-5023
岐阜県身体障害者 更生相談所	身体障がい者の方に対して専門職員が医学的・心理学的判定及び相談・指導を行っています。	058-231-9715
岐阜県知的障害者 更生相談所	18歳以上の知的障がい者の方に対して専門職員が、医学的・心理学的判定などを行い、必要な助言・指導を行っています。	058-231-9723
岐阜県精神保健 福祉センター	精神保健の相談や手帳の認定などを行っています。	058-231-9724
飛騨保健所	特定疾患、精神保健、感染症などについての総合的な相談や指導を行っています。	0577-33-1111 (代)
こころのダイヤル 119 番	電話による精神保健相談を行っています。	058-233-0119

飛騨子ども相談センター	18歳未満の児童に関するあらゆる問題について相談に応じ、専門的な判定を行うとともに、必要な助言・指導や施設入所手続きを行っています。	0577-32-0594
発達障害者支援センター のぞみ	自閉症などの発達障がいのある方やその家族に対して、専門職員が相談支援を行っています。	058-233-5116
県立希望が丘学園	障がいのあるお子さんが住み慣れた地域に必要な療育が受けられるよう支援しています。	058-233-7121
難病生きがいサポートセンター	難病の総合的な相談を電話、FAX、メール等で受け付けています。また、専門医師による電話相談、医療福祉相談会を疾患ごとに行っています。	058-214-8733
成年後見支援センター	認知症、知的障がい、精神障がいなどに理由により、自分一人では契約や財産管理が困難な状態にあっても安心して暮らせるように成年後見制度の利用に関する相談や調整の支援を行っています。	23-0783

●専門的な相談

名 称	内 容	電話番号
障がい児等療育支援事業 ひだ障がい者総合センターぷりずむ	在宅の障がい児であって障がい福祉サービス（居宅介護サービス以外）等を利用できない状況にある在宅の障がい児等に対し、地域の専門職員が療育を実施することにより、地域生活を送るうえでの生活能力の維持・向上を図ります。	0577-32-6280
重症心身障がい在宅支援センター「みらい」	在宅で暮らす重症心身障がい児者とその家族等に対し、医療、福祉、生活等の相談を行います。	058-275-3234
重症心身障がい児者地域支援センター事業 山ゆり学園	重症心身障がい児者の支援を行う事業所に訪問看護等の医療機関から看護師、理学療法士等の派遣を受ける方法により、地域での生活を支援します。	0577-32-6154
発達障がい児療育地域支援センター事業 飛騨圏域発達障がい支援センターそらいろ	発達障がい専門支援員が地域の支援機関に対し、在宅の発達障がい児の専門的な療育に関する助言を行うことにより、発達障がい児及びそのご家族の地域生活の支援を行います。	0577-35-6780
強度行動障がい地域支援センター ひまわりの丘地域生活支援センター	医療機関等と連携して、強度行動障がいのある方の支援に係る相談や関係機関への助言、連絡調整を行います。	0575-23-2551
障害者就業・生活支援センター ひだ障がい者就業・生活支援センターぷりずむ	就業及びそれに伴う日常生活上の支援を必要とする障がい者に対し、相談や職場・家庭訪問等により指導、相談を行います。	0577-32-6280
発達障がい者支援コンシェルジュ事業 ひだ障がい者就業・生活支援センターぷりずむ	発達障がい者の支援に関する相談員を広域的な活動拠点となる事業所に配置し、就労に重点をおいた相談・支援を行います。	0577-32-8736

難病の方の就労相談 難病生きがいサポートセンター	公共職業安定所など関係機関と連携した電話、面談による就労相談を行っています。	058-273-3310
-----------------------------	--	--------------

民生委員・児童委員

法律に基づいて厚生労働大臣から委嘱され、担当地域の住民からの相談に応じたり、専門機関を紹介したりするなど、無報酬で住民の福祉の増進を図るための活動を行っています。

窓 口	市役所 社会福祉課 (☎52-3936)
-----	----------------------

身体障害者・知的障害者相談員

心身障害者の更生相談のため、市長から委嘱された協力者です。障がい者又はその家族の方からのいろいろな相談に応じ、必要な指導や援助を行っていますのでお気軽にご相談ください。

●身体障害者相談員

氏 名	〒	住 所	電 話
丹 羽 正 幸	509-2516	下呂市萩原町上村 222-5	52-3753
中 島 明	509-2508	下呂市萩原町尾崎 652-17	55-0932
野 尻 由 美 子	509-3115	下呂市小坂町長瀬 1579-1	62-2853
古 川 宏 幸	509-2311	下呂市乗政 1340	26-2883
大 屋 登 美 恵	509-2602	下呂市馬瀬黒石 255-2	0576-47-2261

●知的障害者相談員

氏 名	〒	住 所	電 話
中 島 千 加 子	509-2202	下呂市森 625-1	24-1147
加 藤 美 香 子	509-1623	下呂市金山町菅田桐洞 981 番地 2	32-3335

障がい者の虐待や養護者の支援に関する相談、通報、お問い合わせは下記まで

◆平日（昼間） 午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分

下呂市役所 社会福祉課 ☎ 5 2 - 3 9 3 6

◆平日（夜間）・休日・祝祭日

下呂市役所 下呂庁舎 当直 ☎ 2 4 - 2 2 2 2

●岐阜県障害者権利擁護センター

☎ 0 5 8 - 2 1 5 - 0 6 1 8 （24 時間 365 日対応）

FAX 0 5 8 - 2 1 5 - 0 6 1 9 （休日・夜間は受付のみ）

E-mail gifu-syouken@poem.ocn.ne.jp （休日・夜間は受付のみ）

1 2 障がい福祉サービス事業所一覧

●訪問系サービス

事業所名	住所	電話番号	居宅介護	重度訪問介護	同行援護	行動援護	備考
小坂ホームヘルプステーション	小坂町大島 1807 健康ふれあいセンター内	62-0038	○	○	○		
益田生活サポートセンター	萩原町萩原 1636 今庄ビル 1 F	52-2313	○	○	○	○	
新生メディカル萩原ステーション	萩原町萩原 900	52-3996	○	○			身体のみ
萩原ホームヘルプステーション	萩原町萩原 875-2	52-3773	○	○	○		
下呂ホームヘルプステーション	森 883-1 下呂福祉会館内	23-3022	○	○	○		
金山ホームヘルプステーション	金山町大船渡 600-8 金山振興事務所内	32-3652	○	○	○		

●日中活動サービス

事業所名	住所	電話番号	生活介護	就労 A	就労 B	基準該当生活介護	備考
小坂デイサービスセンター	小坂町大島 1807 健康ふれあいセンター内	62-0038				○	
やすらぎセンター四美	萩原町四美 861-1	56-4010				○	
障害者支援施設 益田山ゆり園	萩原町尾崎 958-302	54-1240	○				
レッツ倶楽部下呂白樺	萩原町上呂 850-1	56-1025				○	身体・精神のみ
やすらぎセンター萩	萩原町萩原 1166-8	52-4688				○	
下呂市障がい者就労支援センター ひだまりの家	萩原町萩原 1522	52-4678			○		
多機能型事業所 げんき	萩原町西上田 2283-4	25-5398	○		○		
デイサービスセンターつつじ苑	馬瀬名丸 1041	47-2018				○	
下呂市障がい者就労支援センター ひかりの家・コスモス	森 134-1	25-6680			○		
下呂デイサービスセンター	森 883-1 下呂福祉会館内	25-2082				○	
株式会社マコト	小川 1181	25-7788			○		
たけはら村	野尻 873-2	26-0048			○		
たんぽぽファーム	御厩野 2944-77	26-3339			○		
えくぼ	御厩野 1989-4	25-2628		○			
上原デイサービスセンター	田口 678-2	27-2010				○	
なごみ庵	和佐 2400	28-4013				○	
下呂市障がい者就労支援センター ぎふちょう金山	金山町大船渡 600-8 金山振興事務所内	32-2817			○		
金山デイサービスセンター	金山町金山 973-7	34-0170				○	
コミュニティベース讃照庵	金山町金山 3479-2	34-0025				○	

●短期入所

事業所名	住所	電話番号	対象		
			身体	知的	精神
障害者支援施設 益田山ゆり園	萩原町尾崎 958-302	54-1240		○	
特別養護老人ホームあさぎりサニーランド	萩原町羽根 2710-3	52-1279	○		
特別養護老人ホームかなやまサニーランド	金山町金山 973-7	32-4800	○		

●共同生活援助

事業所名	住所	電話番号	対象		
			身体	知的	精神
益田山ゆり園グループホーム萩ホーム	萩原町羽根 2095	54-1240		○	
益田山ゆり園グループホーム朝日ホーム	萩原町羽根 2697-2	54-1240		○	
ケアホームかがやき	萩原町萩原 1827	52-3367		○	

●施設入所支援

事業所名	住所	電話番号	対象		
			身体	知的	精神
障害者支援施設 益田山ゆり園	萩原町尾崎 958-302	54-1240		○	

●計画相談

事業所名	住所	電話番号	対象			
			身体	知的	精神	児童
下呂市障がい者 生活相談センター	萩原町萩原 1636 今庄ビル 1 F	52-2787	○	○	○	○
地域活動支援センター やまびこ	高山市国府町 村山 251-1	0577-72-5023		○	○	

●障がい児 児童発達支援

事業所名	住所	電話番号
萩原さくらんぼ教室	萩原町萩原 600-1 みなみこども園	52-4848
下呂さくらんぼ教室	小川 1048-1 わかばこども園	23-2020
金山さくらんぼ教室	金山町金山 2301-3 かなやまこども園	32-2666

●障がい児 放課後等デイサービス

事業所名	住所	電話番号
放課後等デイサービス 虹の郷	森 338-1	23-0015
放課後等デイサービス 虹の丘	萩原町西上田 693-1	20-4083